

山梨県と株式会社 山梨中央銀行との 定住人口確保に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社山梨中央銀行（以下「乙」という。）は、山梨県の定住人口確保について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、山梨県の定住人口確保のため、甲と乙が連携協力し、山梨県の地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ次の事項について連携協力する。

- 一 首都圏在住者に対する山梨県への移住促進に関すること
- 二 山梨県への移住者及び在住者に対する定住支援に関すること
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、この協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日からその後5年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、有効期間の3ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の意思表示がないときは、さらに5年間更新するものとする。

協定の見直しが必要な場合は、甲乙双方による協議の場を設けることとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年5月31日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号

山 梨 県 知 事

乙 甲府市丸の内一丁目20番8号

株式会社 山梨中央銀行
取締役 頭取